



かけはし

目次

● 目次	p.1
● 日本年金機構ホームページのリニューアルのお知らせ	p.2
● 在職老齢年金制度の見直し【令和8年4月1日施行】	p.3
● [戸籍法改正関係] 氏名のフリガナを変更する場合の年金に関するお願い	p.4
● 過年度分の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の送付について	p.5
● 令和8年度「国民年金保険料学生納付特例申請書」の送付について	p.9
● 令和8年度国民年金保険料について	p.13
● 国民年金保険料の便利でお得な納付方法について	p.14
● 障害年金講座	p.15
● 地域の独自情報	p.26
● 編集後記	p.26

日本年金機構ホームページのリニューアルのお知らせ

日本年金機構ホームページは、令和8年3月14日（土）にリニューアルを予定しています。

リニューアルの概要は、以下をご覧ください。

また、リニューアルに伴い、情報の掲載先の整理を行うため、**一部ページのURLを変更することを予定しています**（トップページのURLに変更はありません）。

リニューアル前の各ページをお気に入り（ブックマーク）登録している場合や、各ページに対してリンクを設定している場合は、お手数ですが、令和8年3月14日以降、お気に入り（ブックマーク）の再登録やリンクの設定変更をお願いします。

リニューアルの概要

1. デザインのコンセプト

● 情報へのたどり着きやすさの改善

機構ホームページの利用者を「個人の方」と「事業所の方」に分け、トップページにおいてこれら2つの対象者を区分して情報提供することで、導線の改善を図ります。

また、トップページなどの主要なページは、情報を整理するとともに、分かりやすい情報の切り口（制度別ではなく目的別など）とすることで、年金に詳しくない方にも使いやすいホームページを目指します。

● オンラインサービスへの導線強化

トップページに常設の入口を設置し、電子申請をはじめとする各種オンラインサービスへの導線を強化します。

2. 市区町村担当者向けページの整理

現行の「社会保険労務士、年金委員、市区町村担当者の方」ページを「市区町村職員の方」ページとして整理し、「かけはし」や市区町村職員向け研修資料等の情報を掲載します（※）。トップページ下部に配置するボタンから、「市区町村職員の方」ページを利用できます。

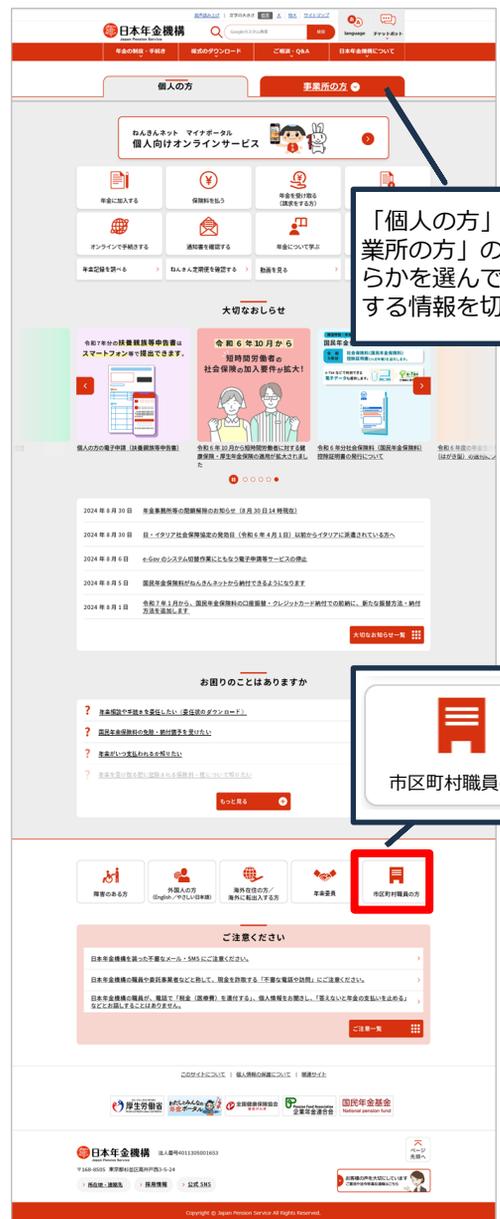
※URL

<https://www.nenkin.go.jp/service/riyoushabetsu/cooperator/index.html>

3. URLの変更

「ねんきんネット」、「年金Q & A」、市区町村担当者向けページの一部や外国人向けページ（英語・やさしい日本語）などのURLが変更となります。

なお、更改後1年程度は、旧URLにアクセスした場合、自動的に新URLのページを表示する予定です。



PC版トップページデザイン（イメージ）
<https://www.nenkin.go.jp>

在職老齢年金制度の見直し【令和8年4月1日施行】

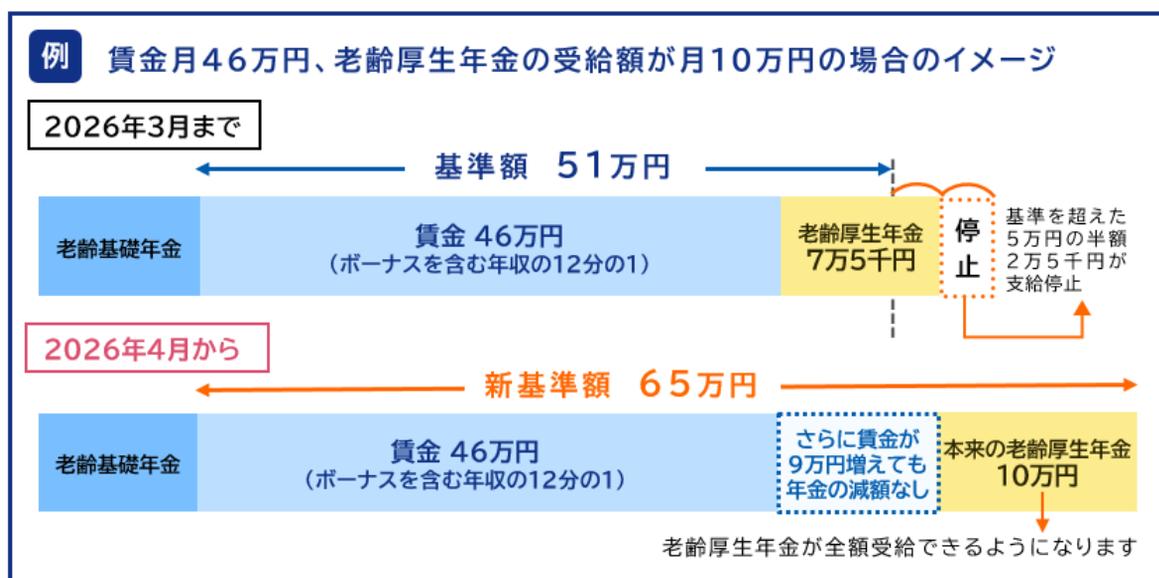
◆在職老齢年金について

在職老齢年金とは、働きながら年金を受給する高齢者について、一定額以上の報酬のある方は年金制度を支える側に回っていただくという考え方にに基づき、老齢厚生年金の支給額を調整する仕組みです。

◆今回の見直しの趣旨

令和7年年金制度改正に基づき、**令和8年4月から、老齢厚生年金が減額になる基準額が月51万円から65万円※に引き上げられます**。平均寿命・健康寿命が延びる中で、働き続けることを希望する高齢者の方の活躍を後押しし、より働きやすい仕組みとすることが、今回の見直しの趣旨です。

※基準額は毎年度、賃金の変動に応じて改定されます。



◆手続きについて

本見直しに伴う届出は不要です。

なお、令和8年4月からの年金額や老齢厚生年金の支給停止額が変更となる受給者については、日本年金機構から令和8年6月上旬に送付する「年金額改定通知書」でお知らせする予定です。

日本年金機構ホームページにおいて、本見直しに係る特設ページを設けていますので、詳細は以下をご覧ください。

「日本年金機構ホームページ 在職老齢年金制度が改正されます」

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/zairoukaisei.html>



過年度分の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の送付について

1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書の送付について

国民年金保険料の免除または納付猶予に該当する者へ過年度分の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書（ターンアラウンド様式）（以下「免除T A申請書」という。）」を以下のとおり送付します。

送付対象者	過年度 2年目	令和6年度に国民年金保険料の未納期間があり、本人・配偶者・世帯主の令和5年所得及び扶養情報から、全額免除または納付猶予に該当する者（学生納付特例の対象者を除く）
	過年度 1年目	令和7年度に国民年金保険料の未納期間があり、本人・配偶者・世帯主の令和6年所得及び扶養情報から、全額免除または納付猶予に該当する者（学生納付特例の対象者を除く）
送付物	・免除T A申請書（ハガキ形式） ・リーフレット（申請書の記入方法等） ・個人情報保護シール ※過年度2年目及び過年度1年目の両年度で全額免除または納付猶予に該当する場合には、1通の封筒で送付されます。	
送付時期	令和8年4月30日(木)（予定）	

令和6年度（令和6年7月～令和7年6月）及び令和7年度（令和7年7月～令和8年6月）における国民年金保険料の免除等を希望される場合は、免除T A申請書に必要事項を記入のうえ、提出いただくよう、ご案内をお願いします。

（免除T A申請書及びリーフレットのレイアウトについては、次頁をご覧ください。）

なお、令和6年6月分以前の免除・納付猶予申請については、通常の申請書（A4サイズ複写式のもの）による申請が必要になります。

2. マイナポータルへの免除T A申請書の電子送付について

マイナポータルとねんきんネットを認証連携している者には、免除T A申請書の送付に併せてマイナポータルの「お知らせ」へ免除T A申請書（電子データ）が電子送付されます。

免除T A申請書

へ
切
り
取
り
線
へ

国民年金保険料 免除・納付猶予申請書

必要事項を記入してください。
該当するものを○で囲んでください。

下記のとおり免除・納付猶予を申請します。

46359



基礎年金番号	生年月日 5.昭和 7.平成	申請期間 年度
--------	----------------------	------------

住所 〒

申請者 (被保険者) フリガナ
氏名

電話番号 ①.自宅 ②.携帯

配偶者 フリガナ
①.いる → 氏名
②.いない

配偶者生年月日
③.5.昭和
④.7.平成 年 月 日

(配偶者が別世帯の場合) 配偶者の個人番号

世帯主 フリガナ
①.いる → 氏名
②.いない

受付年月日

S3年

免除は右記の区分を**上から順に**審査します。
変更等を希望する場合は、お問い合わせ先の年金事務所へご連絡ください。

- ① 全部免除
- ② 納付猶予
- ③ 4分の3免除
- ④ 半額免除
- ⑤ 4分の1免除

1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。
希望しない場合は右の を○で囲んでください。 希望しません

2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。
希望しない場合は右の を○で囲んでください。 希望しません

特記事項

この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する所得情報等の確認を市区町村(前住所)等を含みおよび日本年金機構に委託します。
配偶者および世帯主に関する記入漏れ、記入誤りがないことを申し立てます。(所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。)

年 月 日 日本年金機構理事長あて

免除等申請がお済みでない方へ



国民年金保険料、未納のままにいませんか？

簡単！

手続きはハガキを出すだけ！

保険料を未納のままにすると、老後の年金だけでなく、障害年金や遺族年金まで受け取ることができなくなってしまう場合があります。

そのような状況を防ぐため、ご本人からの申請により、保険料が「免除」または「納付猶予」される制度があります。

※免除等申請は所得等の審査があります。審査の結果、承認されない場合があります。

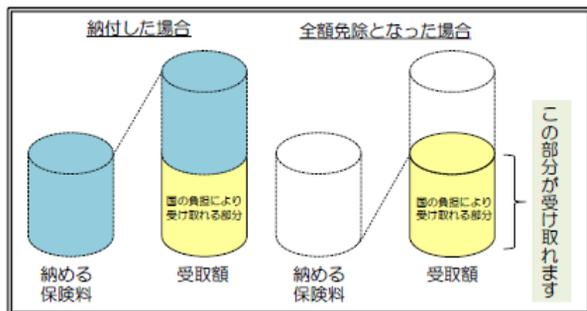
免除等申請をおすすめします

年金を受け取るために必要な期間に算入されます！

免除や納付猶予が承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間（120か月）として認められます。

老齢基礎年金の半分は、皆さまが払う税金から支出されています。

免除が承認されると、全額納付した場合の約半額が国の負担により受取額に加算されます。



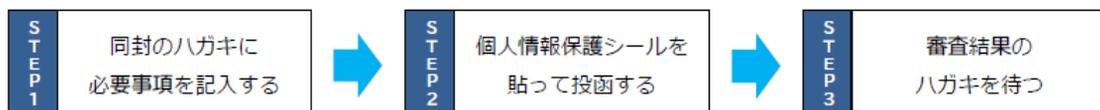
免除等を受けた期間は10年以内であれば、保険料を後払い（追納）できます。

保険料を追納すると、

- ① 老後の年金額が一生涯にわたり増えます。
- ② 社会保険料控除の対象となります。

※免除期間から2年度を超えて追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乘せされますので、ご注意ください。

手続きは簡単です



記載例は裏面にあります

スマートフォン等によりマイナポータルから電子申請することも可能です。 手続き及び申請方法はこちらから
<https://myrna.go.jp>

マイナポータル

検索

申請書の記入方法

赤枠の箇所をボールペンで記入してください

このハガキでの申請期間は、ここに記載された年度の7月～翌年6月までです。

国民年金保険料 免除・納付猶予申請書

下記のとおりに免除・納付猶予を申請します。

高年度番号: 9999-999999 | 生年月日: 昭和57年 平成9-999999 | 申請期間: 元号99 年度

住所 〒XXX-XXXX

申請者 (被保険者) 氏名: **① ネンキン タロウ 年金 太郎**

電話番号: XXX - XXXX - XXXX

配偶者 氏名: **② ネンキン ハナコ 年金 花子** | 配偶者生年月日: XX年XX月XX日

世帯主 氏名: **③ ネンキン イチロウ 年金 一郎**

特記事項: **④** 〇〇年〇月〇日 日本年金機構理事長あて

STEP ①

申請される方のお名前とお電話番号をご記入ください。

STEP ②

配偶者がいる場合は「いる」を○で囲んで、お名前と生年月日をご記入ください。
※別居中の配偶者がいる場合は、配偶者の個人番号もご記入ください。

STEP ③

世帯主が別にいる場合は「いる」を○で囲んで、お名前をご記入ください。

STEP ④

提出日を記入し、同封の個人情報保護シールを貼って投函してください。

●申請する対象期間中に、世帯構成の変更（結婚・離婚・世帯主変更等）や申請者・配偶者・世帯主のいずれかに離職などの就業状況の変更があった場合は、「特記事項」欄にその旨と年月日をご記入ください。

！ 付加年金、国民年金基金に加入中の方へ

免除・納付猶予が承認されると、加入している付加年金や国民年金基金は脱退となります。

※審査には2か月程度かかります。審査結果の通知書が届く前に、年金事務所や日本年金機構の委託事業者から、行き違いでご案内がされることがありますので、ご容赦願います。
※学生の方は、免除制度をご利用いただけません。納付が猶予される「学生納付特例制度」をご利用ください。

国民年金保険料の免除制度は、ホームページでもご案内しています。
(<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/index.html>)

国民年金 免除

検索

2604 1016 025

令和8年度「国民年金保険料学生納付特例申請書」の送付について

1. 国民年金保険料学生納付特例申請書の送付について

令和8年度の「国民年金保険料学生納付特例申請書（ターンアラウンド様式）（以下「学特T A申請書」という。）」を以下のとおり送付します。

送付対象者	令和7年度に学生納付特例が承認されている者で、在学予定年月の終期が令和8年4月以降である者 (令和7年度に失業特例により学生納付特例が承認された者を除く)
送付物	・学特T A申請書（ハガキ形式） ・リーフレット（申請書の記入方法等） ・個人情報保護シール
送付時期	令和8年4月1日(水)（予定）

令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）における国民年金保険料の学生納付特例を希望される場合は、学特T A申請書に必要事項を記入のうえ、提出いただくよう、ご案内をお願いします。（学特T A申請書及び申請書の記入方法のレイアウトについては、次頁をご覧ください。）

2. マイナポータルへの学特T A申請書の電子送付について

マイナポータルとねんきんネットを認証連携している者には、学特T A申請書の送付に併せてマイナポータルの「お知らせ」へ学特T A申請書（電子データ）が電子送付されます。

3. 学生納付特例の電子申請について

2. の学特T A申請書（電子データ）が「お知らせ」に届いていない場合でも、マイナポータルから学生納付特例の電子申請ができます。学生納付特例を希望する方から相談があった場合は、相談機会を捉え、電子申請を利用いただくよう、ご案内をお願いいたします。

※ 同封するリーフレットに電子申請の手順を記載していますので、ご案内する際の参考としてください。



国民年金保険料
学生納付特例申請書

※令和7年度と同じ学校等に在学される方がご利用いただける申請書(ハガキ)です。
以下の箇所に記入をお願いいたします。

届書コード 46239	事務所コード 9999	基礎年金番号 9999999999	生年月日 9999999
----------------	----------------	----------------------	-----------------

※こちらの欄はご記入の必要はありません。 ※基礎年金番号・生年月日を確認してください。

申請者記入欄

学校の名称	在学予定年月(至) 99999	
学校の所在地	都道府県	市区町村
在学予定年月 (入学年月)	平成 令和	年 月 入学
卒業予定年月	令和	年 月 卒業予定
学生納付特例申請期間	令和 8 年 4 月 から 令和 年 月 まで ← 今回の申請は最長で令和9年3月までとなります。	
前年所得	※「所得=収入-必要経費」です。記入にあたっては、同封の記入例をご覧ください。 1. なし 2. あり (128万円以下) 3. あり (128万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 【 あり(人) ・ なし 】	受付年月日
上記のとおり国民年金保険料学生納付特例を申請します。 この申請に必要な所得情報等の確認を市区町村(前住所地等を含む)および令和 年 月 日 日本年金機構に委託します。日本年金機構理事長あて 〒 - -		
住所 (住民票の住所)	都道府県	市区町村
被保険者氏名 (学生ご本人の氏名)	(電話 - -)	

※所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

へ
切
り
取
り
線
へ

国民年金保険料 学生納付特例申請について

外国人のみなさま / International
 For more information about the public pension system,
 please visit the Japan Pension Service website.
 pension international 検索
<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



このお知らせは、令和7年度に学生納付特例制度をご利用され、引き続き令和8年度も在学予定の方にお送りしています。

令和8年度も学生納付特例制度の利用を希望する方へ

令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）の学生納付特例申請が必要です。オンラインまたは同封の申請書（ハガキ）で申請してください。

＜オンラインで申請する場合＞

マイナポータルと「ねんきんネット」を連携済みの方

日本年金機構からマイナポータルにお知らせ「国民年金保険料の学生納付特例制度の手続きについて」をお送りしています。お知らせ内の「申請」ボタンから申請できます。

マイナポータルと「ねんきんネット」を連携していない方

連携していなくてもマイナポータルから申請できます。申請方法はリーフレット下部の図＜オンラインで申請＞をご覧ください。

＜申請書（ハガキ）で申請する場合＞

必要事項を記入し、郵送してください。

学生納付特例の申請方法

＜オンラインで申請＞

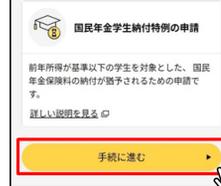
マイナポータルにログイン後、下図赤枠部分を順にタップし「手続きに進む」から申請してください。

マイナポータルはこちら
<https://myna.go.jp>

マイナポータルと「ねんきんネット」を連携済みの方はこちらからお知らせをご確認ください。







- ※ 申請書（ハガキ）の記入例は裏面にあります。
- ※ 在学する学校等に変更がある方は、同封の申請書（ハガキ）で申請することはできません。マイナポータルからオンラインで申請、もしくは住所地の市（区）役所または町村役場、お近くの年金事務所で申請してください。

<申請書（ハガキ）で申請>

青字部分を全て記入し、同封の個人情報保護シールを貼り付けて郵送してください。

学校の名称 年金大学	
学校の所在地	東京 <small>都府県</small> 杉並 <small>市町村</small>
在学予定年月（入学年月）	平成 5 年 4 月入学（卒業予定年月）令和 9 年 3 月卒業予定
学生納付特例申請期間	令和 8 年 4 月 から 令和 9 年 3 月まで ← 今回の申請は最長で令和9年3月までとなります。
前年所得 <small>※「所得＝収入－必要経費」です。記入にあたっては、同封の記入例をご覧ください。</small> ① なし ② あり（120万円以下） ③ あり（120万円超）⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族【あり（人）・なし】	受付年月日
上記のとおり国民年金保険料学生納付特例を申請します。 この申請に必要な所得情報等の確認を市区町村（前住所地等を含む）および 令和 8 年 4 月 9 日 日本年金機構に委託します。日本年金機構理事長あて 〒 168 - 8505	
住所 <small>（住民票の住所）</small>	東京 <small>都府県</small> 杉並 <small>市町村</small> 高井戸西3-5-24
被保険者氏名 <small>（学生ご本人の氏名）</small>	年金 太郎 （電話 XX - XXXX - XXXX）

【住所、被保険者氏名】欄

被保険者（学生）ご本人の住所と氏名をご記入ください。
※ 住民票の住所をご記入ください。

【前年所得】欄

いずれかに必ず○を記入してください。
給与所得者の場合の所得計算方法：年間所得＝収入－給与所得控除（65万円～）
（アルバイト収入のみの場合）
アルバイト収入が1カ月4万円（年間48万円）の場合は、給与所得控除（65万円）以下であるため、所得は「1. なし」となります。（48万円－65万円＝▲17万円となるため）

学生納付特例が承認された期間の取り扱い

学生納付特例が承認された期間は、老齢年金を受け取るための資格期間（受給資格期間）に算入されますが、年金額には反映されません。

なお、期間中に、けがや病気で障害が残った場合や、死亡といった不測の事態が起こった場合には、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

学生納付特例が承認された期間の保険料の追納

学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、お申し込みにより後から納めること（追納）ができ、追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになります。

ただし、学生納付特例が承認された期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。



追納制度の詳細はこちらからご確認ください。

保険料の納付を希望する方へ

学生納付特例制度を利用せず保険料を納付する場合は、別途お送りする納付書を使用してください。

なお、保険料は前払いすることで割引が適用されます（前納制度）。詳しくは右の二次元コードから日本年金機構ホームページをご確認ください。納付方法やご使用いただく納付書について不明点があれば、封筒裏面のねんきん加入者ダイヤルまたはお近くの年金事務所にご連絡ください。



納付方法や前納制度の詳細はこちらからご確認ください。

令和8年度国民年金保険料について

1. 国民年金保険料の金額について

令和8年度の国民年金保険料額は、「月額17,920円」です。

※ 国民年金法第87条において17,000円と規定されていますが、実際の保険料額は、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく令和8年度の保険料改定率「1.054」を乗じることにより、17,920円となりました。

2. 国民年金保険料納付額比較（令和8年4月時点）について

種類	1カ月分		6カ月分		1年分		2年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付	17,920円	-	107,520円	-	215,040円	-	434,520円	-
納付書 (現金前納)	-	-	106,650円	870円	211,220円	3,820円	418,510円	16,010円
口座振替	17,920円	-	106,300円	1,220円	210,530円	4,510円	417,150円	17,370円
	17,860円 (早割)	60円						
クレジット	17,920円	-	106,650円	870円	211,220円	3,820円	418,510円	16,010円

- 国民年金保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額について、厚生労働省告示（令和8年厚生労働省告示第35号）により定められました。
- 2年分の保険料額・割引額について、令和9年度の国民年金保険料を月額18,290円として計算しています。
- クレジットカード納付による6カ月前納・1年前納・2年前納の割引額は、納付書による現金納付の割引額と同額です。

3. 令和8年4月の2年前納について

口座振替・クレジットカード納付による令和8年4月末振替（立替）の2年前納の新規申込みは、令和8年2月末日で受付を終了しましたが、現金（納付書）での納付ができます。

納付書の発行については、お近くの年金事務所をご案内ください。

令和8年4月から令和10年3月分までの前納納付書の使用期限は、令和8年4月30日（木）です。事前に相談があった際には、早めに納付いただくようご案内をお願いします。

なお、保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアおよびスマートフォンからの電子決済では納付できません。

※ 年度途中で新たに国民年金第1号被保険者になった方も、納付書・口座振替・クレジットカード納付による翌年度3月分までの前納ができます。

国民年金保険料の便利でお得な納付方法について

国民年金保険料の納付については、納付書による現金納付のほか、便利でお得な4つの納付方法があります。納付書による現金納付以外の納付方法についてお問い合わせがありましたら、次のご案内をお願いいたします。

○ **口座振替 前納による割引額が一番大きい納付方法です**

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。6カ月、1年、2年（2年前納（4月開始）を含む）の前納に加え、口座振替では、1カ月の前納（早割）でも割引を受けることができます。

申込先は、お近くの年金事務所または口座振替を希望する金融機関となります。

- ※ 過去の納め忘れの保険料は、口座振替で納付できません。
- ※ 引き落とし日は月の末日ですが、土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。
- ※ 一部免除（一部納付）の方は、「毎月納付（翌月末振替）」のみご利用が可能です。

○ **クレジットカード納付**

継続的にクレジットカード会社から立替納付を行うもので、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。また、6カ月、1年、2年（2年前納（4月開始）を含む）の前納方法で納付すると、納付書で前納する場合と同じ割引額の保険料で納付できます。

申込先は、お近くの年金事務所となります。

- ※ 過去の納め忘れの保険料および一部免除期間の保険料は、クレジットカードで納付することができません。

○ **電子（キャッシュレス）決済**

納付書とスマートフォンがあれば、決済アプリを利用して納付ができます。

【対象決済アプリ】（令和8年3月現在）

AEON Pay、au PAY、d払い®、PayB※1、PayPay※2、楽天ペイ（五十音順）

- ※1 金融機関等が提供するアプリを含みます。詳細については、PayBのホームページでご確認ください。
- ※2 PayPayマネーライトでは納付できません。
- ※3 バーコードが印字されない納付書（30万円を超える金額の納付書等）については、ご利用いただけません。

○ **電子納付（Pay-easy）**

Pay-easy（ペイジー）なら、自宅や外出先から、夜間や休日でも、納付ができます。

納付書に記載されている「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」を使用することで、Pay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキングの画面に入力するだけで納付できます。

詳しくは、Pay-easy（ペイジー）のホームページをご確認ください。

はじめに

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

今回のテーマは **障害状態が悪化した場合の手続きについて**です

障害状態が悪化した時に提出いただく書類として「額改定請求書」と「支給停止事由消滅届」がありますが、「両者の違い」や「どういった場合にどちらの書類を提出するべきか」といった照会が寄せられております。そこで今回は当該書類が提出できるそれぞれのケースなど、混同しやすい内容について掲載します。なお、制度の仕組み上、障害基礎年金だけではなく参考として障害厚生年金についても一部触れさせていただきます。

1 「額改定請求書」と「支給停止事由消滅届」の違い

「額改定請求書」は**障害年金を受給している者**（1級は除く）が障害状態が悪化した場合に提出する書類、「支給停止事由消滅届」は障害年金を受給する権利はあるものの、主に障害の程度が軽快したため**障害年金の全額が支給停止されている者**が障害状態が悪化した場合に提出する書類です。以下で「額改定請求書」を中心に解説し、その対比で「支給停止事由消滅届」についても記載します。

2 額改定請求書の要件

障害基礎年金（又は障害厚生年金）の受給権者は、障害の程度の増進による障害年金の額の改定請求を、障害年金の**受給権発生日又は厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して1年を経過した日後**に、厚生労働大臣に対して請求することができます。ただし、例外として**厚生労働省令で定める特定の事例**に該当するものは、1年を待たずに請求することができます。

「厚生労働大臣の診査を受けた日」、「1年を経過した日後」及び「厚生労働省令で定める特定の事例」の詳細については次ページ以降（16～17ページ）に記載のとおりです。

●「厚生労働大臣の診査を受けた日」とは（以下①～③のとおり）

① 障害状態確認届において従前の障害等級以外に該当すると認められたとき

増額改定だった場合は指定日（誕生月末日）の属する月の初日、減額改定だった場合は指定日（誕生月末日）の翌日から起算して3月経過した日の属する前月の初日です。例えば3月14日が誕生日の場合、以下のとおりとなります。

増額改定の場合：3月1日（指定日：3月31日 ⇒ 指定日の属する月の初日：3月1日）

減額改定の場合：6月1日（指定日：3月31日 ⇒ 指定日翌日：4月1日 ⇒ 指定日翌日から起算して3月経過した日：7月1日 ⇒ 3月経過した日の属する前月初日：6月1日）

② 額改定請求のあった日

額改定請求書の受付日です。ただし、額改定請求が却下処分となった場合は除きます。

③ 障害の状態に該当するために支給停止が解除された日

原則として後述の支給停止事由消滅届に添付された診断書の現症日です。

●「1年を経過した日後」とは

上記①～③に該当した日が診査日となりますが、診査日を含め、1年を経過した日の翌日以後となります。具体的には以下の例のとおりです。

例 診査日（上記①～③）が「令和7年6月1日」の場合

診査日の令和7年6月1日を含むと、1年経過した日は令和8年6月1日となり、その翌日の令和8年6月2日以後、額改定請求が可能となります。なお、前ページに記載のとおり、受給権発生日から1年経過した日後でも同様に額改定請求可能です。



Point 障害状態確認届で従前の障害等級と変わらない場合

障害状態確認届による支給継続は、単に障害の状態の確認を行ったものであるため、「厚生労働大臣の診査を受けた日」には該当しません。

よって、障害状態確認届の提出によって**等級が変わらない場合は指定日から1年経過を要せず、いつでも額改定請求できる**ことにご留意ください。

●「厚生労働省令で定める特定の事例」とは

額改定請求は、障害年金の受給権発生日又は厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して1年を経過した日後とされていましたが、法改正が行われ、平成26年4月1日より、障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める特定の事例に該当するものは、1年を待たずに請求することができるようになりました。この「厚生労働省令で定める特定の事例」は以下の表のとおりです。

【省令に定める1年経過を待たずに請求を行う事ができる事例】（新法）

番号	障害の状態	請求時の障害の等級
1	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの	2級（3級）
2	一眼の視力は0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの	2級（3級）
3	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの	3級
4	一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの	3級
5	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの	2級（3級）
6	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	2級（3級）
7	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの	3級
8	ゴールドマン型視野計による測定の結果、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I/2視標による両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの	3級
9	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	3級
10	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	2級（3級）
11	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	3級
12	喉頭を全て摘出したもの	3級
13	両上肢に全ての指を欠くもの	2級（3級）
14	両下肢を足関節以上で欠くもの	2級（3級）
15	両上肢の親指および人指し指または中指を欠くもの	3級
16	一上肢の全ての指を欠くもの	3級
17	両下肢の全ての指を欠くもの	3級
18	一下肢を足関節以上で欠くもの	3級

番号	障害の状態	請求時の障害の等級
19	四肢または手指若しくは足指が完全麻痺したもの（脳血管障害または脊髄の器質的な障害によるものについては、当該状態が6月を超えて継続している場合に限る） ※完全麻痺の範囲が広がった場合も含む	2級（3級）
20	心臓を移植したものまたは人工心臓（補助人工心臓を含む）を装着したもの	2級（3級）
21	心臓再同期医療機器（心不全を治療するための医療機器をいう）を装着したもの	3級
22	人工透析を行うもの（3月を超えて継続して行っている場合に限る）	3級
23	6月を超えて継続して人工肛門を使用し、かつ、人工膀胱（ストーマの処置を行わないものに限る）を使用しているもの	3級
24	人工肛門を使用し、かつ、尿路の変更処置を行ったもの（人工肛門を使用した状態および尿路の変更を行った状態が6月を超えて継続している場合に限る）	3級
25	人工肛門を使用し、かつ、排尿の機能に障害を残す状態（留置カテーテルの使用または自己導尿（カテーテルを用いて自ら排尿することをいう）を常に必要とする状態をいう）にあるもの（人工肛門を使用した状態および排尿の機能に障害を残す状態が6月を超えて継続している場合に限る）	3級
26	脳死状態（脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至った状態をいう）または遷延性植物状態（意識障害により昏睡した状態にあることをいい、当該状態が3月を超えて継続している場合に限る）となったもの	2級（3級）
27	人工呼吸器を装着したもの（1月を超えて常時装着している場合に限る）	2級（3級）

Point 障害状態チェックシートの提出について

上記1から27の事例に該当すると見込まれる場合には、額改定請求書に「**障害状態チェックシート**」（次ページ以降参照）**が必要**です。お客様に表面の「障害状態チェックシート（請求者記入）」をご記載いただき、裏面の「**診断書作成時の注意事項（診断書を作成する医師の皆さまへ）**」を診断書を作成する医師に確認してもらう必要があることにご留意ください。

< 表面 >

障害状態チェックシート（請求者記入）

- ・障害基礎年金および障害厚生年金の受給権者の障害の程度が重くなり、下表の 1～27 のいずれかに該当した場合は、前回診査日から 1 年を待たずに年金額の改定請求を行うことができます。
- ・下の太枠欄に該当する障害の状態をチェックし、診断書と一緒に医師に渡してください。
- ・年金額の改定請求をした結果、**必ずしも上位等級が認められるものではありません**のでご了承ください。

（前回診査日）令和 年 月 日※機構記入

記入日	令和	年	月	日	請求者氏名
-----	----	---	---	---	-------

該当する箇所の太枠の欄に✓を入れてください。

✓	番号	障害の状態（眼）	請求時の障害の等級
<input type="checkbox"/>	1	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの	2級（3級）
<input type="checkbox"/>	2	一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの	2級（3級）
<input type="checkbox"/>	3	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの	3級
<input type="checkbox"/>	4	一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの	3級
<input type="checkbox"/>	5	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの	2級（3級）
<input type="checkbox"/>	6	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	2級（3級）
<input type="checkbox"/>	7	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの	3級
<input type="checkbox"/>	8	ゴールドマン型視野計による測定の結果、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I / 2 視標による両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの	3級
<input type="checkbox"/>	9	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	3級

✓	番号	障害の状態（聴覚・言語機能）	請求時の障害の等級
<input type="checkbox"/>	10	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	2級（3級）
<input type="checkbox"/>	11	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	3級
<input type="checkbox"/>	12	喉頭を全て摘出したもの	3級

✓	番号	障害の状態（肢体）	請求時の障害の等級
<input type="checkbox"/>	13	両上肢の全ての指を欠くもの	2級（3級）
<input type="checkbox"/>	14	両下肢を足関節以上で欠くもの	2級（3級）
<input type="checkbox"/>	15	両上肢の親指および人差し指または中指を欠くもの	3級
<input type="checkbox"/>	16	一上肢の全ての指を欠くもの	3級
<input type="checkbox"/>	17	両下肢の全ての指を欠くもの	3級
<input type="checkbox"/>	18	一下肢を足関節以上で欠くもの	3級
<input type="checkbox"/>	19	四肢または手指若しくは足指が完全麻痺したもの（脳血管障害または脊髄の器質的な障害によるものについては、当該状態が6月を超えて継続している場合に限る） ※完全麻痺の範囲が広がった場合も含む	2級（3級）

※ 障害の状態「内部」、「その他」の記載項目は裏面をご確認ください。

※ 診断書を記入される医師の方は裏面をご覧ください。

＜ 裏面 ＞

✓	番号	障害の状態（内部）	請求時の障害の等級
	20	心臓を移植したもまたは人工心臓（補助人工心臓を含む）を装着したもの	2級（3級）
	21	心臓再同期医療機器（心不全を治療するための医療機器をいう）を装着したもの	3級
	22	人工透析を行うもの（3月を超えて継続して行っている場合に限る）	3級
✓	番号	障害の状態（その他）	請求時の障害の等級
	23	6月を超えて継続して人工肛門を使用し、かつ、人工膀胱（ストーマの処置を行わないものに限る）を使用しているもの	3級
	24	人工肛門を使用し、かつ、尿路の変更処置を行ったもの（人工肛門を使用した状態および尿路の変更を行った状態が6月を超えて継続している場合に限る）	3級
	25	人工肛門を使用し、かつ、排尿の機能に障害を残す状態（留置カテーテルの使用または自己導尿（カテーテルを用いて自ら排尿することをいう）を常に必要とする状態をいう）にあるもの（人工肛門を使用した状態および排尿の機能に障害を残す状態が6月を超えて継続している場合に限る）	3級
	26	脳死状態（脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至った状態をいう）または遷延性植物状態（意識障害により昏睡した状態にあることをいい、当該状態が3月を超えて継続している場合に限る）となったもの	2級（3級）
	27	人工呼吸器を装着したもの（1月を超えて常時装着している場合に限る）	2級（3級）

該当する箇所の太枠の欄に✓を入れてください。

◎ 診断書作成時の注意事項（診断書を作成する医師の皆さまへ）

・チェックされている障害の状態に対応する番号の「**注意事項**」をご確認いただき、必要な項目について**診断書の備考欄**に記入してください。

番号（障害の状態）・（診断書）	注意事項
共通	診断書の記入上の注意をご確認ください。
19（肢体）	・完全麻痺と診断した日及び、その後経過（再発、麻痺の範囲の拡大、その原因等）がある場合はその経過を 診断書の備考欄 に記入してください。 記入例 「令和〇年〇月〇日、完全麻痺と診断」 「□□の再発により〇〇から△△に範囲が拡大し、範囲拡大部分を令和〇年〇月〇日完全麻痺と診断」
21（循環器）	・重症心不全に該当しないケースで、心臓再同期医療機器（CRT又はCRT-D）を装着した場合は、 診断書の備考欄 に装着日を記入してください。 記入例 「令和〇年〇月〇日、CRT 装着」
23～25（その他）	・人工膀胱（ストーマの処置を行わないものに限る）は新膀胱のことです。
26（肢体）	・脳死状態※の場合、脳死状態と診断した日を 診断書の備考欄 に記入してください。 記入例 「令和〇年〇月〇日、脳死状態と診断」 ※本請求においては脳幹を含む脳の機能が不可逆的に停止した状態（医学的脳死）をいい、「臓器の移植に関する法律（平成9年7月16日法律第104号）」における法的脳死は含みません。
	・遷延性植物状態の場合、遷延性植物状態と診断した日を 診断書の備考欄 に記入してください。 記入例 「令和〇年〇月〇日、遷延性植物状態と診断」
27（肢体または呼吸器）	・人工呼吸器の装着日及び常時装着の有無を 診断書の備考欄 に記入してください。 記入例 「令和〇年〇月〇日以後、人工呼吸器を常時装着」

＜日本年金機構ホームページ内の掲載先（令和8年2月時点）＞

トップページ>申請・届出様式>申請・届出様式（年金等の受け取り）>障害年金の届書>
障害の程度が変わったとき のページ内の「記入上の注意事項（1年を待たずに額改定請求を行う場合（新法用））（PDF）」をクリック。

3 額改定請求対象者であることの確認

額改定請求ができる者であるかどうか、以下について記録の確認をお願いします。

- ・ 障害年金受給権者であること。
- ・ 障害状態により支給停止となっていないこと。
- ・ 障害等級1級ではないこと。（請求は可能ですが、請求しても却下処分となります。）
- ・ 障害年金の受給権発生日又は厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して1年を経過した日後であること。
- ・ <参考> 65歳以上の（又は老齢基礎年金の繰上げ請求をしてる）障害厚生年金受給権者の場合は、同一の支給事由で障害基礎年金の受給権があること。※

※65歳まで（繰上げ請求している場合は繰上げ請求をした時点まで）に、一度でも障害基礎年金の受給権が発生している必要があるということです。例えば、65歳以上で過去に障害基礎年金の受給権を有したことがない3級の障害厚生年金受給者の場合は、額改定請求ができません。

4 額改定請求書に添付する診断書について

額改定請求には、**額改定請求日前3か月以内の現症日の診断書の添付が必要**です。例えば、額改定請求日（受付日）により、現症日は以下のとおりとなります。

- ・ 額改定請求日：令和8年3月1日 ⇒ 診断書現症日：令和7年12月1日～令和8年2月28日
- ・ 額改定請求日：令和8年3月14日 ⇒ 診断書現症日：令和7年12月14日～令和8年3月13日

5 額改定請求の結果のお知らせ

額改定請求書を審査した結果に応じ、以下の通知が送付されます。

- ・ 上位等級に該当した場合：「国民年金・厚生年金保険 支給額変更通知書」
なお、この場合、**請求日の翌月分**から増額された年金が支給されます。
- ・ 上位等級に該当しなかった場合：「障害年金の年金額を変更しない理由のお知らせ（年金額変更不該当通知書）」
- ・ 1年の経過を待たずに行われた請求で、省令に規定する状態に該当しない場合（17～18ページ参照）：「障害年金の年金額を変更しない理由のお知らせ（却下通知書）」

6 額改定請求書の記入時の留意点

額改定請求書（様式第210号）の記入に際しましては、以下の点にご留意いただくようご案内ください。

< 表面 >

共済適用表示

様式第210号

障害給付 額改定請求書

障害給付を受ける原因となった障害の程度が重くなったときの届
障害給付を受けられるようになった以後の疾病または負傷により障害の程度が重くなったときの届

33	54	56	57	80	*基礎年金番号（10桁）で届出する場合																									
① 個人番号（または基礎年金番号）および年金コード					X	X	X	X	X	X	③欄に障害給付を受ける原因となった傷病名を記載します。																			
② 生 年 月 日					大・昭 平					3	1	年	0	4	月	0	1	日												
③ 障害給付を受ける原因となった疾病または負傷の傷病名																														
④ 障害給付を受ける権利が発生した年月日																		昭	和	平	成	2	2	年	0	5	月	0	1	日
⑤ ③以外の疾病または負傷の傷病名																														
⑥ ⑤の疾病または負傷の初診日																		昭	和	・	平	成	・	令	和	年	月	日		
⑦ 障害給付を受ける権利が発生した以降に取得した基礎年金番号と異なる年金手帳等の記号番号																														
⑧ 障害給付を受ける権利が発生した年月日以降の職歴																														
事業所名称等		事業所(国民年金加入時)所在地				加入 期 間				加入 制 度																				
						・ ・ から				国民年金・厚生年金保険 共済組合等・厚生年金(船員)保険																				
						・ ・ から				国民年金・厚生年金保険 共済組合等・厚生年金(船員)保険																				
						・ ・ から				国民年金・厚生年金保険 共済組合等・厚生年金(船員)保険																				
ア 受けている ・ イ <input checked="" type="radio"/> いない ・ ウ 請求中																														
加算額（及び加給年金額）対象者がいる場合は⑩欄と裏面の「生計維持申立」欄を記載します。																														
⑩ 上記を受けている方は、その支給を受けることとなった年月日																		昭	和	・	平	成	・	令	和	年	月	日		
⑪ 加算額・加給年金額対象者欄		氏 名		生 年 月 日				個 人 番 号				続柄・障害の有無																		
		年金 花子		大・昭 平・令 4 0 年 9 月 1 0 日				XXXXXXXXXXXX				配偶者・子(障害 有 無)																		
		年金 道子		昭・平 令 8 年 1 0 月 1 0 日				XXXXXXXXXXXX				子(障害 有 無)																		
				昭・平・令 年 月 日								子(障害 有・無)																		

⑫ 配偶者についてご記入ください。

現在、公的年金制度等から老齢・退職または障害の年金を受けていますか。		ア 老齢・退職の年金を受けている。		イ 障害の年金を受けている。		ウ <input checked="" type="radio"/> いずれも受けていない。	
受けているときは、その公的年金制度等の名称および個人番号（または年金証書の基礎年金番号）・年金コード、恩給証書等の記号番号		名 称		個人番号（または基礎年金番号）・年金コード等			
その支給を受けることとなった年月日		昭和・平成・令和		年		月 日	

(裏面の「記入上の注意」をよく読んでからご記入ください。)

< 裏面 >

表面の⑩欄に記載した場合、記載します。

生 計 維 持 申 立			
配偶者および子の氏名	生 年 月 日	受給権者との続柄	障害の状態にありますか
年金 花子	大 昭 平・令 4 0 年 9 月 1 0 日	妻	ある・ <u>ない</u>
年金 道子	昭 平 令 8 年 1 0 月 1 0 日	子	ある・ <u>ない</u>
	昭・平・令 年 月 日		ある・ない

上記の者は、現在生計を維持していることを申し立てる。

令和 × 年 × × 月 × × 日 受給権者氏名 年金 太郎

※日 本 年 金 機 構 記 入 欄										
※ 年金額 改定	改定年月日			事由	診断書	障害等級	傷 病 名	差 引	有 期 固 定	手 作 業 表 示
	年	月	日	07 17						
54	改定年月日			事由	配状態表示	※	調 整 額			
	年	月	日	25		※ 支払 調整 57	基		上	
							付		独	
※ 加対象者 変更	生 年 月 日				続柄	障害	※ 配偶者基礎年金番号・年金コードの訂正・収録8 0			時効区分
33	変更前	1・3・5・7・9	年	月	日			1		
	変更後	1・3・5・7・9	年	月	日			2		

令和 × 年 × × 月 × × 日 提出

郵便番号 × × × × - × × × ×

住 所 × × × × × × × ×

受給権者 (フリガナ) ネンキン タロウ

氏 名 年金 太郎

自宅の電話番号 (× ×) - (× × × ×) - (× × × ×)

市区町村

受付年月日

実施機関等

受付年月日

<日本年金機構ホームページ内の掲載先 (令和8年2月時点) >

トップページ>申請・届出様式>申請・届出様式 (年金等の受け取り) >障害年金の届書>

障害の程度が変わったとき のページ内の「障害給付 額改定請求書 (PDF)」をクリック。

7 支給停止事由消滅届の要件

老齢基礎年金・老齢厚生年金・障害基礎年金・障害厚生年金を受ける権利をもっているが、なんらかの事由で年金の全額が支給停止されていた受給権者が、その支給停止の事由がなくなったときに提出します。ここでは障害年金について症状が悪化した場合について記載します。

Point ① 額改定請求書との相違点①（要件）

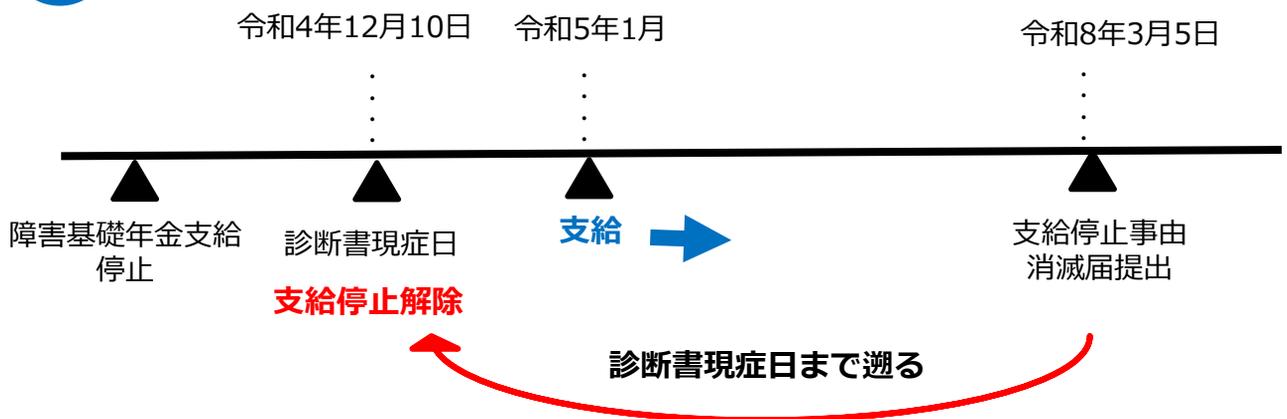
- ・額改定請求書：1級を除く障害年金受給者が提出できる。ただし、受給権発生日又は診査日から起算して1年経過している必要がある等の条件あり（20ページ参照）。
- ・支給停止事由消滅届：障害年金受給権者で、障害年金が全額支給停止されている者が提出できる。
<留意点> 支給停止となっている者かどうか記録の確認をお願いします。

8 支給停止事由消滅届に添付する診断書について

支給停止事由消滅届は、人工透析開始や切断等の症状が固定している場合（症状固定）を除き、原則として現症日で支給停止が解除され、解除日（診査日）の翌月分から支給開始となります。したがって、症状が重くなった時点の現症日の診断書の添付が必要です。

支給停止事由消滅届は、届出により現症日まで遡って支給停止解除となります。以下の例をご参照ください。

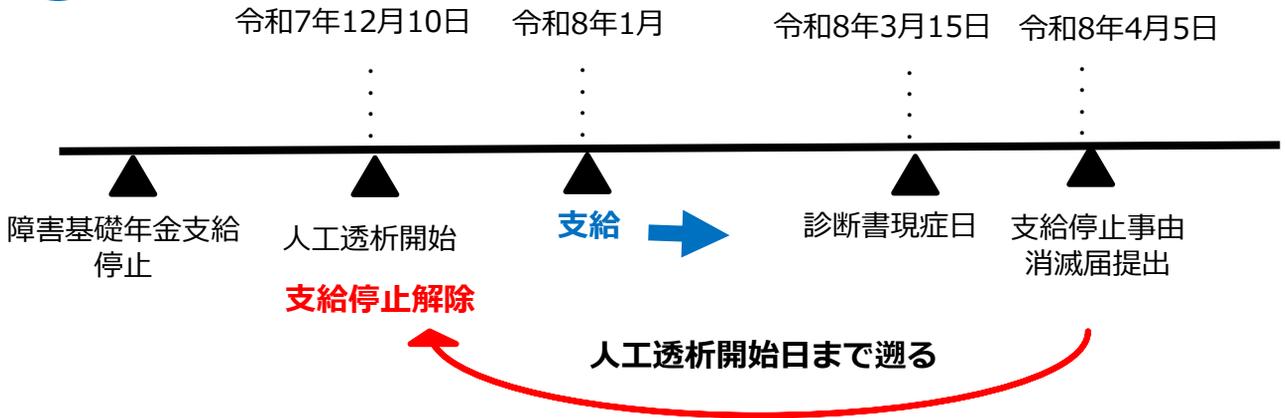
例 現症日まで遡って支給停止解除



なお、症状固定のケースについては、次ページの例をご参照ください。

例

人工透析開始日（症状固定）で支給停止が解除される場合



Point 額改定請求書との相違点②（診断書）

- ・額改定請求書：額改定請求日前3か月以内の現症日の診断書の添付が必要（20ページ参照）。
 - ・支給停止事由消滅届：症状が重くなった時点の現症日の診断書の添付が必要。
- <留意点> 支給停止事由消滅届は、直近の診断書を案内することのないようご注意ください。

9 支給停止事由消滅届の結果のお知らせ

支給停止事由消滅届を審査した結果に応じ、以下の通知が送付されます。

- ・支給停止事由が消滅した場合（停止解除）：「国民年金・厚生年金保険 支給額変更通知書」
なお、この場合、支給停止が解除された日の翌月分から年金が支給されます
- ・障害の状態が障害等級に該当せず支給停止事由が消滅しなかった場合：「障害年金の支給停止を解除しない理由のお知らせ（支給停止事由消滅不該当通知書）」

Point 額改定請求書との相違点③（支給開始）

- ・額改定請求書：請求日（受付日）の翌月分から増額された年金の支給開始（20ページ参照）。
 - ・支給停止事由消滅届：支給停止が解除された日の翌月分から支給開始。
- <留意点> 額改定請求書は請求日によって支給開始月が決まりますが、支給停止事由消滅届は、提出日によらず症状が重くなった時点まで遡って（ただし時効の範囲内で）支給されます。額改定請求書は、請求日が月をまたいで遅れると支給開始月も遅れることにご留意ください。

地域の独自情報

編集後記

今号もご一読いただきありがとうございました。

本号が令和7年度最後の発行となります。1年間お読みいただきありがとうございました。

この3月で国民年金事務から離れる方もいらっしゃるかもしれません。最後の最後まで、この「かけはし」が皆様のお役に立てますと幸いです。

「かけはし」は、来年度も皆さまのご意見とご要望をいただきながら、業務に役立つ情報を提供してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

日本年金機構 事業推進統括部 管理・市区町村調整G